

乳幼児医療費助成制度における現物給付方式の早期導入を求める件

少子高齢化が進むわが国において、次の時代を担う子どもたちは、まさしく国の宝であり、子育て支援施策の充実が喫緊の問題となっております。

乳幼児の医療助成は、宮城県の補助を受けた子育て支援施策のひとつではありますが、県の補助制度では、国民健康保険加入者を除き、医療機関等の窓口でいったん一部負担金を支払う、いわゆる「償還払い方式」が原則となっております。

「償還払い方式」は、窓口での支払いが必要なことや申請から助成を受けるまで約2ヶ月を要することなどから、一部負担金の支払いが不要な「現物給付方式」が求められています。

この「現物給付方式」は、秋田県や山形県をはじめ、26都府県で導入されており、全国的な傾向となってきております。

よって、宮城県におかれては、子育て支援策の充実を図るため、乳幼児医療助成制度における「現物給付方式」を県内統一して早期に導入されるよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成14年10月7日

宮城県知事 様

仙台市議会議長 村上隆志